

要 望 書

全国市議会議長会は、平成23年度産業経済施策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成22年11月19日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委 員 長 青 木 章
(幸手市議会議長)

目 次

1. 農業振興対策	1
2. 林業振興対策	5
3. 水産業振興対策	7
4. 農林水産業共通対策	9
5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策	11
6. 中小企業振興対策等	13
7. 資源エネルギー対策	15

1. 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

このような状況の下、我が国農業の持続的な発展と農業地域の振興を図り、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 戸別所得補償制度について

平成23年度から畑作に拡大導入される「戸別所得補償制度」については、地域農業の実情を十分に考慮した持続可能な制度設計を行うとともに、所要財源の確保に万全を期すこと。

2. 農業の持続的な発展に関する施策について

- (1) 「水田・畑作経営所得安定対策」の対象品目以外の農産物に対しても、農産物価格や農業所得の新たな補償

の創設など、安定した農業経営ができる抜本的な対策を講じること。

(2) 荒廃した状態の耕作放棄地については、その再生・利用を促進するため、賃借等により引き受ける再生利用者が行う再生作業や必要施設の整備等に対する支援を拡充すること。

(3) 新規就農者の確保・育成のため、農業体験や研修制度の拡充、住居整備など十分な支援措置を講じること。

また、農業用機器、施設導入など農業経営資金貸付を一層充実すること。

(4) 中山間地域等直接支払制度については、第3期対策（平成22年度～平成26年度）の実施に当たり、高齢農業者等が安心して容易に活用できるよう制度及び申請手続の簡素化に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。

3. 改正農地制度について

(1) 農地の賃借を容易にして農地を最大限に利用するための改正農地制度の運用に当たっては、今日の我が国農業を支えてきた小規模経営農家や高齢農業者に格別の配慮を払うとともに、農業委員会の機能を支援する

農地制度実施円滑化事業の充実を図ること。

- (2) 企業の農業参入に関しては、認定農業者等によって進められている農地規模拡大との競合関係が発生しないよう、地域の秩序ある土地利用を図ること。

4. 食料自給率の向上等について

- (1) 我が国の誇る整備された水田を活用し、自給力向上作物である米粉・飼料用米、麦、大豆等を作付拡大するための支援を一層拡充すること。
- (2) 国産農産物の利用拡大を図るため、国産農産物使用業者に対する奨励・報償などの支援を講じること。
- (3) 米飯学校給食の拡大のための支援対策を積極的に推進するとともに、病院・高齢者施設など公共施設の給食等において、その地域の農産物の積極的な利用を促すこと。

5. 飼料価格の高騰対策について

世界的な穀物価格の上昇に伴う配合飼料の高騰により打撃を被った畜産・酪農経営を改善するため、配合飼料価格安定制度の充実強化並びに生産コストに見合った畜産物の販売等について、必要な対策を講じること。

また、国内飼料の増産対策等による自給飼料増産確保対策を拡充すること。

6. 野生鳥獣による農作物被害の防止について

野生鳥獣による農作物被害を防止するため、防除対策の調査研究を行うとともに、防除等に必要な技術支援及び財政支援を拡充すること。

7. 口蹄疫対策について

発生原因の究明と侵入経路を特定し、今後の発生の防止及び感染拡大防止対策を構築すること。

2. 林業振興対策

森林は国土の保全、水資源の涵養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

しかしながら、我が国林業は木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化が進行し、維持・管理が困難な森林が増加している。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 森林・林業基本計画の具体化について

(1) 急峻地や山奥部のため施業放棄されている私有林地域に対する森林整備制度を創設すること。

また、国有林野においては国土保全や水源林などの公益的機能が十分に発揮されるよう適正な管理を行うこと。

(2) 公共施設における国産材利用の拡大を図るとともに、木材による環境への寄与にかんがみ、国産材による住

宅建築に対する税制・金融上の優遇措置を講じること。

- (3) 長期化した木材価格の下落や需要の落込み、さらには、外材や代替材との競合などにより、森林を支えてきた国内の林業・木材産業の採算性が極度に悪化していることから、外材輸入の適正化を図ること。
- (4) 森林・林業・木材関連産業などの雇用機会創出や山村振興を図るための緊急雇用対策を充実強化すること。
- また、次代を担う若年層が林業を起業するための支援措置を充実すること。

2. 地球温暖化防止対策等について

- (1) 京都議定書に示された温室効果ガス削減目標の達成手段については、国土の7割を占める森林を二酸化炭素吸収源として第一に位置付けること。
- また、二酸化炭素吸収源の算定基準である「整備された森林」を拡大するための、地方自治体に対するインセンティブとして、税財源措置等を含めた支援策の充実強化を図ること。
- (2) 次世代へ再生可能な美しい緑の資源を残すため、広く国民に対し森林・林業について理解を促し、多様な森林づくりを推進する、「美しい^{もり}森林づくり推進国民運

動」に対し一層の支援を行うこと。

3. 水産業振興対策

我が国は広大な排他的経済水域を持ち、魚介類の多様さでも世界有数の環境を有している。しかしながら、安価な輸入海産物の流入や消費者の魚離れ、燃油や資材高騰の影響による収益の悪化など様々な課題を抱えている。

我が国の重要な資源である水産物を安定的に確保するためには、「水産日本の復興」を掲げた水産業の健全な発展が重要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 水産資源の持続的利用について

漁獲量管理や資源回復計画など水産資源の持続的利用を図るための施策を積極的に展開すること。

また、「つくり育てる漁業」の振興を図るための栽培漁業技術の開発整備等を一層充実すること。

2. 漁船漁業構造改革の充実について

漁業生産量の7割を占める漁船漁業の発展のため、沖

合・遠洋漁船の操業の合理化や省エネ船型への改良、漁獲物の付加価値向上等、漁船漁業構造改革に対する支援強化を図ること。

3. 漁業者への経営支援について

経営改善に取り組む意欲ある漁業者に対する融資・信用保証等の充実、漁船購入時の返済期間の弾力的運用など漁業者の意欲を高めるきめ細かな経営支援を行うこと。

4. 外国漁船への取締・指導について

我が国領海及び排他的経済水域内における外国漁船に対する取締・監視・指導体制を強化するなど、操業秩序を確立すること。

5. 大型クラゲ被害対策について

発生原因の早期解明と駆除対策の拡充を図るとともに、漁業者への被害補償対策を講じること。

4. 農林水産業共通対策

農林水産業の振興は地方活性化の要であり、農林水産物の自給は国家における重要責務であるが、その持続的な発展を図るうえで、特に課題となる下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 農林水産物の価格の適正化について

農林水産物の適正な市場価格の形成や生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格に適正に反映されるよう流通・販売に対する監視機能を強化すること。

2. 担い手の確保・育成について

農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の確保・育成対策を拡充強化すること。

3. 貿易交渉について

世界貿易機関(W T O)をはじめ、経済連携協定(E P

A)・自由貿易協定(F T A)等諸外国との貿易交渉においては、我が国の農林水産業の厳しい現状を十分に考慮し、農林水産業の安定・発展に資するよう努めること。

特に、日米F T A、日豪E P A交渉及び環太平洋経済連携協定(T P P)の関係国との協議に当たっては、我が国の地域経済に重大な影響を及ぼすことがないように、慎重に対応すること。

5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、食品の偽装や不正表示問題など食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、消費者の信頼回復を図るため不正を見逃さない監視体制の強化など、より一層の取組が求められる。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、「農業生産工程管理（GAP）」「危害分析・重要管理点（HACCP）」「生産履歴管理（トレーサビリティシステム）」などの普及促進により、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

2. 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の強化・充実を図るとともに、消費者・販売者等へ

の情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

3. 消費者行政の確立について

消費者庁においては、今後の消費者行政に関して強力な監視・指導体制を発揮するとともに、地域住民が利用しやすい相談窓口の設置など、きめ細かい配慮を行うこと。

また、その活動のために十分な人員の配備などの措置を行うこと。

6. 中小企業振興対策等

我が国の景況は大手企業が改善傾向にあるのに比べ、中小企業は依然として厳しい状況が続いている。

地域に密着した中小企業の業況の改善は、地域経済・雇用のために非常に重要であり、特色ある地域の発展に不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中小企業への支援について

- (1) 平成22年度末までとなっている緊急保証制度の取扱期間を延長するとともに、認定要件項目を緩和すること。
- (2) セーフティネット貸付については、貸付条件の一層の緩和等により利用促進を図ること。

2. 地域資源の活用促進について

- (1) 農林水産業と中小企業が地域資源を活用して新たな地場産物を創造する、「中小企業地域資源活用プログラ

ム」や「農商工連携」は、地域おこしの観点からも非常に有効な施策であることから、その一層の拡充を図ること。

- (2) 地域団体商標登録制度（地域ブランド）の活用促進を図るとともに、日本の地名や登録された地域ブランドが中国等外国において無断で商標登録されていることに関しその対策を急ぐこと。

3. 商店街や個人商店の振興について

地域商店街活性化法の運用に当たっては、商店街や個人商店の商業活性化の取組みに対する一層の支援を推進すること。

7. 資源エネルギー対策

我が国は、化石燃料に依存するエネルギーから脱却した低炭素社会の実現に向け、自然エネルギーの導入等の促進を図る様々な施策を実施しているところである。しかしながら、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、今後、より一層のエネルギー源の多様化と供給安定化が重要となっている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 新エネルギーについて

- (1) 「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づき、稲わらや麦わらなど非食料原料を用いた国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を推進すること。
- (2) 間伐材や木質ペレットなど木質バイオ燃料の利活用を推進すること。
- (3) 太陽光発電買取制度の一層の推進を図るとともに、風力発電等再生可能な新エネルギーによる電力の買取制度を創設すること。

また、公共施設等における新エネルギー発電施設の設置を促進する「地域新エネルギー等導入促進事業」の充実を図ること。

- (4) 地方公共団体等が新エネルギーシステム機器を導入する際の補助率の対象範囲の拡充を図ること。

2. 原子力発電施設の安全・防災対策について

原子力発電施設の安全・防災対策の一層の強化を図り、周辺住民が安心して暮らすことができるよう信頼を確保すること。